

入 札 公 告

令和 8 年 8 月 1 4 日

次のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人 国立病院機構 さいがた医療センター
経理責任者 院長 佐久間 寛之

1 競争に付する事項

(1) 件 名

受変電設備停電点検業務委託契約

(2) 契約の内容について

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限

令和8年11月30日まで

(4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター

(5) 入札方法

交渉権者の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 次の①、②又は③のいずれかに該当しない者であること。

① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

② 次の各号のいずれかに該当すると認められている者で、その事実があった後、一定期間経過していない者。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

一 契約履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得

るための連合をした者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施にあたり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行った者

③ ①に該当する者を入札代理人として使用する者

(2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でC、D等級に格付され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

3 契約事項を示す場所

〒949-3193

新潟県上越市大潟区犀潟468-1

独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター

事務部 企画課 契約係長

電話 025-534-3131 内線2617

4 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒949-3193

新潟県上越市大潟区犀潟468-1

独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター

事務部 企画課 契約係長

電話 025-534-3131 内線2617

(2) 入札説明書の交付方法及び期間

上記4(1)の交付場所において、令和8年8月14日(金)より令和8年8月31日(月)9時00分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)までに(1)の担当部署にて交付する。

(3) 入札書等の書類受領期限

令和8年8月31日(月)9時00分

(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)までに(1)の担当部署に持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和8年8月31日(月)9時00分までに(1)の担当部署に必着すること。また、提出された資料は返却されない。)

(4) 開札の日時及び場所

令和8年8月31日(金) 10時00分 さいがた医療センター2階 講堂

5 その他必要な事項

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(3)の証明となるものを添付して入札書の受領期間内までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 交渉権者及び契約価格の決定

契約する事項に関する仕様書に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者を交渉権者とする。ただし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格のうち最安価な金額を提示した者を交渉権者とする。

契約の交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

4(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も4(3)により書類の提出はできるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

(9) その他 詳細は入札説明書による。